

平成28年度第2回安城市自立支援協議会次第

日時：平成28年10月27日（木）

午後1時30分～午後3時

場所：安城市役所 3階 第10会議室

1 あいさつ

2 議 題

(1) 作業部会及び各担当者会における活動内容について

ア 作業部会における活動内容について・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ

イ 各担当者会における活動内容について

別紙資料

「各担当者会における平成28年度テーマ活動内容報告」・・2～8ページ

(活動期間：4月～8月)

(2) 地域生活支援拠点等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・9～11ページ

(3) 新規・見直し予定の事業について

ア 地域生活支援拠点等の運営に係る補助金について

イ 社会福祉法人のみを対象とした補助金の見直し

ウ 65歳以上の新規手帳取得者に係る障害者扶助料の不支給について

(4) 障害者差別解消法について（中間報告）

3 その他

(1) 第7回あんぷくまつり開催について

日時：平成28年12月3日（土）

10：00～12：45

場所：安城市民会館

※作品展示については、総合福祉センターでも展示します。

期間：12月4日（日）～12月11日（日）

(2) 第3回安城市自立支援協議会について

日時：平成29年3月23日(木)

13:30～15:00

場所：安城市役所 3階 第10会議室

平成28年度作業部会における活動内容

第2回自立支援協議会資料

回	開催日	協議内容
1	5月21日	①自立支援協議会について ②平成28年度第1回安城市自立支援協議会について
2	6月16日	①平成28年度第1回安城市自立支援協議会資料について ②作業部会で検討する事項について
3	7月28日	①平成28年度第1回安城市自立支援協議会の報告について ②平成28年度第1回地域生活支援拠点等PTの報告について ③地域移行のための体験宿泊事業について（精神保健福祉担当者会）
4	8月25日	①障害者の立場に立った事業所の運営について ②地域生活支援拠点等について ③送迎について ④計画相談支援等事業運営費補助金交付要綱について
5	9月15日	①法令遵守について ②作業部会及び各担当者会における活動内容について ③平成28年度第2回安城市自立支援協議会次第（案）について ④送迎について ⑤地域生活支援拠点等PTについて
6	10月20日	①平成28年度第2回安城市自立支援協議会次第（案）について

平成28年度テーマ活動内容の報告（活動期間：4月～8月）

● 居宅担当者会

テーマ1	ヘルパーのブラッシュアップ～自助・共助・公助～
取組み概要	<ul style="list-style-type: none">・各事業所から提出された事例を自助、共助、公助の視点から事例検討①支援拒否（ニチイ三河安城）②介護保険との連携（ふれあいサービス）③介護保険との連携（COCOまる）④福祉用具の活用（ふれあいサービス）⑤介護保険との連携（まんまる）⑥意思決定（クローバーケアステーション）

テーマ2	人材不足の包括的な解決
取組み概要	<ul style="list-style-type: none">・ヘルパーという仕事の喜び、楽しさとは何か？について、どういう媒体（ネット、新聞、チラシ）を使って求人募集するのか等、引き続き検討

● 通所施設担当者会

テーマ1	困難事例について
取組み概要	前年度に引き続き事業所からの情報提供資料を基に、担当者会議までに各担当者で対応案を考えて来て頂き、会議当日にグループワークをして対応案をまとめる。事例を提供した事業所はその案を参考に支援を実施し次回担当者会以降でモニタリング結果を報告して頂く。また、その後もモニタリングの報告は続けていく。現在、二例を検討している。一例はモニタリング報告待ち。

テーマ2	事業者空き状況調査。特別支援学校進路先調査について
取組み概要	事業所の空き状況と特別支援学校の進路についての調査を行った。今年度の進路としての生活介護事業所受け入れについては十分可能と現時点では考えられる。 ただし、二年後、三年後の受け入れについては検討の必要が考えられる。今後も調査を続けていく。次回は十月予定。

● 児童担当者会

テーマ 1	児童発達分野における人材育成について
取組み概要	5月・7月と本テーマについて話し合い、まずは担当者会に参加している管理者等が障がいサービス事業所の役割をお互いに確認できる場が必要と考え、9月から担当者会の開催時に法律や制度の内容を含めた事例検討を行うこととなった。

テーマ 2	通常学級の子の居場所作りについて
取組み概要	テーマ 1 を進めつつ、方向を定めることした。

● ホーム担当者会

テーマ 1	グループホームの地域啓発について
取組み概要	11月18日の慈恵福祉保育専門学校への出張講座に向けて、着々と準備中である。5月の担当者会では、講座の大まかな流れを決めて、7月の担当者会では、当日の具体的なタイムスケジュールを決めた。現在は、その際に上映する予定のホーム紹介のパワーポイントを制作中である。また、9月の担当者会では、それを全員でチェックする予定である。

テーマ 2	ホーム利用者の土日支援について
取組み概要	各法人共通していえることは、ニーズに応える為には、人材確保が必要となる。その為にも、地域啓発を推進しながら人材確保に繋げて行ければと考えております。テーマ 1 を中心に取り組み中となります。

● 相談支援担当者会

テーマ1	相談支援業務の充実について
取組み概要	相談支援員が担当するケースを用いて事例検討を行い、支援の課題や問題の抽出、解決方法について検討している。経過報告することで相談援助技術の向上を図っている。地域資源を知る機会として生活協同組合コープあいちのくらしたすけあいの会について担当者から事業内容を伺った。

テーマ2	事業所の連携について
取組み概要	計画書に基づいた支援と適切な情報共有を図っていくために、相談支援員向けと事業所向けそれぞれにサービス担当者会議の研修に講師を招いて開催し、チームで支援をしていくための役割や連携していくことの大切さを学んだ。

テーマ3	相談支援事業を続けていくには
取組み概要	各事業所の持ち件数と相談業務の現状を把握し、相談員のモチベーションや事業経営が維持できる方法を協議した。

● 精神保健福祉担当者会

テーマ 1	医療と福祉の連携について
取組み概要	医療と福祉が互いに事業内容を情報共有しあう目的で、7月の担当者会で南豊田病院の見学を実施しました。見学後は、病院のワーカー4名と担当者会のメンバーで精神障がいのある方の支援について意見交換を行いました。

テーマ 2	必要な社会資源について
取組み概要	<p>テーマ1で他事業所を訪問した際に、普段の支援の中で、不足していると感じる地域社会資源についての課題について意見交換を行った。</p> <p>その際には、医療の側から、「退院先の入居先などを探す時の同行支援が6回までとなっており、その後は実費になってしまう」ことや、「住宅を賃貸する際の保証人の依頼先に困る」など意見が出されました。</p> <p>社会資源の課題については、すぐには解決しなくても課題を可視化することに意味があると考えています。</p>

テーマ 3	一人暮らしの体験ができる宿泊体験部屋をグループホームに確保することについての検討
取組み概要	担当者会にて概要案を固め、作業部会にて報告しました。今後は、ニーズを探るためのアンケートの実施について検討していく予定です。

● 就労担当者会

テーマ 1	特別支援学校との連携を図り、保護者との具体的な接点を広げ相互理解を深める。
取組み概要	<p>安城市在住の安城特別支援学校、岡崎特別支援学校、みあい特別支援学校、特別支援学級のご家庭を対象に、将来の選択肢が広がるように、事業所紹介や、利用にあたっての必要なスキルの説明等の機会を設ける。</p> <p>これまでに目的・内容のすり合わせ、日程調整、会場の確保等を行った。また各高等部のご家庭を対象にアンケートを配布し、希望の曜日や時間帯等をお聞きした。</p> <p>特別支援学校・特別支援学級の保護者に向けた事業所説明会を 12月21日(水)9時30分～12時安城市総合福祉センターにて開催予定。</p>

テーマ 2	支援の質の向上を図るため、障害者個人に合わせた支援を合理的配慮に基づいて考える
取組み概要	<p>各事業所が相互に環境や作業内容等を知らないことがある。よって、利用希望で見学に来た方が事業所で受け入れられない場合、次へ繋げられず、福祉サービスを利用する機会が途切れてしまうことがある。</p> <p>そのため、他に合うと思われる事業所を紹介できるように、就労支援系の事業所や相談支援事業所が参考にできる冊子を作製する。</p> <p>4月より必要な項目やレイアウトを協議し、書式は完成した。</p> <p>9月に就労担当者会メンバーに輸入していただき、10月に揃うように調整する。</p>

テーマ 3	経営論・組織論について学ぶ
取組み概要	<p>就労支援サービスを必要としている方のために、事業所として存続、発展していくことは必須となる。</p> <p>そのために、事業所としてできることや考え方等、講師をお招きして学ぶ機会を設ける。</p> <p>6月8日(水)13時30分～14時30分に、安城市社会福祉会館にて開催した。</p>

地域生活支援拠点等の整備について

国が設定する障害福祉計画の基本指針において「地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。」とされており、本市においては市単独で、社福法人を中心とした複数の事業所の連携により機能を担う、面的整備として進めていく方針。

市内の4社福法人を中心とした「地域生活支援拠点等プロジェクトチーム」を7月に発足し、これまで5回の協議を行いました。その内容について報告します。

[地域生活支援拠点等に求められる機能]

- ①緊急時の受け入れ・対応（短期入所の利便性・対応力向上等）
- ②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ③相談（地域移行、親元からの自立等）
- ④専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

地域生活支援拠点等プロジェクトチーム構成メンバー

社会福祉法人 ぬくもり福祉会	ぬくもりの郷	鈴木 博
社会福祉法人 聖清会	ハルナ	山本 典子
社会福祉法人 ポテト福祉会	ポテトハウス	黒川 久美子
社会福祉法人 ぶなの木福祉会	相談支援事業所ひだまり	山北 佑介
非営利活動法人 えんご会		神谷 邦子
社会福祉法人 観寿々会	アスパラトーズ	橋口 磨理子
自立支援協議会（作業部会長）	ぬくもりの家	飯野 恭央
自立支援協議会（作業部副会長）	angel-A	小川 正人
基幹相談支援センター	ふれあいサービスセンター	齋藤 恭子
基幹相談支援センター	ふれあいサービスセンター	小田 加奈子
安城市	福祉部長	鈴木 公伸
安城市	障害福祉課長	兵藤 雅晴
安城市	障害福祉課長補佐	長谷 憲治
安城市	障害福祉課	野上 達也
安城市	障害福祉課	早藤 正樹

これまでの協議では、地域生活支援拠点等の機能のうち、

- ①緊急時の受け入れ・対応（短期入所の対応力の向上）
- ②体験の機会・場（地域移行、親元からの自立）
- ③相談（24時間の相談体制、コーディネーターの配置）

の3点を中心に話し合いを行った。※（ ）内は安城市の課題に合わせて変えています。

①緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所が受け入れ先となる。市内の4事業所と刈谷市の観寿々会に対し、平成27年度の受け入れ実績についてアンケートを行い、現状把握を行った。

【現状・課題】

- ・1事業所あたりの受け入れ件数は平均7件、受け入れ延べ日数は平均43日。
- ・医療的ケアが必要な方や車椅子の方、また本人が施設に来て嫌がったなど、障害特性により受け入れできないケースがあった。
- ・予約で部屋が空いていないことが多い。満床のため受け入れできなかった。
- ・人員不足。急な対応となるため、職員を配置できないこともある。

【今後の方針】

- ・短期入所の定員が多くない安城市では、緊急時の対応のために空き部屋を押さえることは社会資源の無駄になる。通常の運営をしながら、緊急時には複数の事業所の連携により対応できる体制づくりを考えていく。
- ・緊急時に確実に受け入れてもらう体制確保に対する補助と、受け入れ実績に対する補助を行う。補助金額は障害福祉サービス費の加算を根拠とする方針。市独自の補助だが、財源には地域生活支援事業費補助金の居室確保事業を想定している。
- ・重症心身障害児者及び医療的ケアが必要な重度の身体障害児者を受け入れた場合の加算も検討する。
- ・どのようなケースが緊急にあたるのか明確にしていく。

②体験の機会・場

主に精神科病院の長期入院者の地域移行や、親亡き後の自立に向けた一人暮らしの体験を行うもの。グループホームの体験利用や、地域移行支援の体験宿泊加算を想定している。精神保健福祉担当者会においても、地域で生活する能力がありながら、長期入院により退院の意欲が薄れている方の地域移行などを目的とした「宿泊体験事業」を検討しており、今年度は入院病棟がある精神科病院へ対象者数やニーズについてのアンケートを実施する。連携して協議を進めていきたい。

【現状・課題】

主な対象は精神障害のある方だが、精神のグループホームが市内に1か所しかなく、体験で利用する居室の確保が難しい。

【今後の方針】

財源として活用できる国の制度も乏しく、利用者のニーズや必要性が量れない部分もあるため、現状では早期の事業化は難しいと思われる。数年後の実施に向けて、今後も協議を続けていく。

③ 24時間の相談体制

市内の相談支援事業所に対し、平成27年度の緊急相談の実績や現在の体制等についてアンケートを行い、現状把握を行った。

【現状・課題】

- ・1事業所あたりの緊急相談件数は5件/年だが、ひだまりが17件と突出しており、主な対象は精神障害がある方と想定される。
- ・夜間も当番制で携帯電話を持つ、施設に24時間職員が常駐しているため電話にできることはできる等、ある程度の夜間対応をしている事業所もある。
- ・どの事業所も相談支援員は数人であり、24時間365日の対応を行える人員体制が整えられない。

【今後の方針】

- ・24時間の相談対応は指定一般相談支援事業所1か所とするが、相談者が他の指定特定相談支援と係わりがある場合、状況確認等の連絡が取れる体制を整える。
- ・24時間の相談は指定一般相談支援事業所に委託する。また同事業所にコーディネーターを配置し、その人件費を委託費として支払う（地域生活支援事業費補助金の任意事業のひとつ、地域移行のための安心生活支援の中にあるコーディネート事業を活用）。
- ・コーディネーターは、相談支援専門員としての一定の経験年数及び精神保健福祉士等の資格を有することを条件とする。

障 害 者 差 別 解 消 法 に つ い て

1 周知啓発取り組み（※H 28.6.23 開催：平成28年度第1回自立支援協議会以降）

平成28年度 研修3

8月25日 療育センターでの職員向け障害者差別解消法研修で障害福祉課職員が周知説明しました。

10月12日 手話通訳者養成研修の一環として、障害者差別解消法に係る部分を同課職員が周知説明しました。

12月17日（予定） ボランティア連絡協議会が主催する障害者差別解消法研修に同課職員が周知説明を予定しています。

（平成28年3月19日以来2回目）

2 障害者差別解消に係る各課・施設の窓口において障害者が差別的扱いを受け、合理的配慮を求める旨の苦情相談を受けた実績

平成28年度第1四半期（4～6月）及び同第2四半期（7～9月）において、それぞれ苦情相談報告はありませんでした。